



# 鳥取県公報

平成 24 年 5 月 1 日 (火)  
第 8 3 9 1 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	身体障害者福祉法による医師の指定 (326) (障がい福祉課) . . . . . 2
	障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定 (327) (〃) . . . . . 2
	保安林の指定の解除予定 (328) (森林・林業総室) . . . . . 2
	基本測量の終了 (329) (技術企画課) . . . . . 3
	土地収用法による土地の立入り (330) (〃) . . . . . 3
	県道の区域の変更 (331) (道路企画課) . . . . . 4
	指定居宅介護支援事業者の指定 (332) (東部総合事務所福祉保健局) . . . . . 4
	指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (333) (中部総合事務所福祉保健局) . . . . . 4
	指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 (334) (〃) . . . . . 4
◇ 教委告示	定例教育委員会の招集 (9) (教育総務課) . . . . . 5
◇ 公安告示	指定都道府県防犯連合会の名称及び事務所の所在地の変更の届出 (3) (生活安全企画課) . . . . . 5

# 告 示

## 鳥取県告示第326号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則（平成6年鳥取県規則第17号）第3条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年5月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診 療 科 目	診断に係る障害の範囲	氏 名	勤 務 先
眼科	視覚障害	山本 由紀美	米子市西町36-1 鳥取大学医学部附属病院
〃	〃	佐々木 勇二	米子市皆生新田一丁目8-1 山陰労災病院
外科	肢体不自由	木村 章彦	鳥取市鹿野町今市242 鳥取医療生協鹿野温泉病院
泌尿器科	じん臓機能障害 ぼうこう又は直腸機能障害	小林 直人	倉吉市東昭和町150 鳥取県立厚生病院
整形外科	肢体不自由	吉川 尚秀	米子市車尾四丁目17-1 独立行政法人国立病院機構米子医療センター

## 鳥取県告示第327号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成24年5月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名 又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
有限会社金田 薬局 代表取締役 金田 賢司	西伯郡伯耆町溝口 2-1	かくばんちょう薬局	米子市角盤町三丁目131	育成医療、更生医療、精神通院医療	平成24年 5月1日

## 鳥取県告示第328号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年5月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所  
岩美郡岩美町大字浦富字坂ノ下3060の1、3060の2、字茶屋ノ木3061、3063の1、3065
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

---

**鳥取県告示第329号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成24年5月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（基盤地図情報整備）
- 2 作業地域 境港市
- 3 終了年月日 平成24年3月31日

---

**鳥取県告示第330号**

土地収用法（昭和26年法律第219号）第11条第2項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りを許可したので、同条第4項の規定により告示する。

平成24年5月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 起業者の名称  
中国電力株式会社
- 2 事業の種類  
特別高圧架空電線路 小鹿第一線新設工事に伴う調査測量
- 3 立ち入ろうとする土地の区域  
東伯郡三朝町大字柿谷字太郎田平、字茗荷谷、字清常、字棧平、字田ノ原谷、字山ノ神平、字一本栗、字大畑平、字寄合谷、字粕渡谷、字粕渡、字坊主、字古道、字下古道、字上古道、字茶園、字南清常、字三良エ門田、字上田原、字下田原、字兵衛谷、字棧シ、字山ノ神、字田ノ原、字下田ノ原、字大畑、字初熊、字寄合田、字菅ヶ原、字小柿尻、字大柿谷、字田代谷口、字小柿原、字保木、字一本栗谷口、字保木谷、字清水口、字清水、字北坊主及び字南坊主、大字小河内字大田及び字定吉釜、大字西小鹿字朽山、字平山、字蛇喰、字片倉、字加市、字鳥野谷、字伊蛇原、字上伊蛇原、字下伊蛇原、字河代、字上河代、字下河代、字妙見山及び字浅谷、大字東小鹿字鳥屋谷及び字向山並びに大字神倉字谷河内、字本山谷、字意智操谷、字本山、字下本山、字良ノ谷、字丹戸、字丹戸山、字丹戸谷、字養ノ谷頭、字養ノ谷、字場田、字岡、字伊羅原谷、字向山、字稗畑谷、字本谷、字唐畑谷、字樵夫谷、字稗畑、字奥田、字伊羅原、字青獵口及び字馬道河原
- 4 立ち入ろうとする期間  
平成24年5月21日から同年12月31日まで

**鳥取県告示第331号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成24年5月1日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成24年5月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
津山智頭八東線	変更前	八頭郡智頭町大字坂原字下河原412-6地先から同町大字智頭字中三昧631-4地先まで	5.6~27.8	1,600.0
		八頭郡智頭町大字坂原字下河原412-6地先から同大字字山崎1609-5地先まで	12.8~51.9	763.0
	変更後	八頭郡智頭町大字坂原字下河原412-6地先から同町大字智頭字中三昧631-4地先まで	10.7~88.8	1474.0

**鳥取県告示第332号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年5月1日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日
株式会社アドバン	居宅介護支援事業所わかば	鳥取市若葉台北六丁目3-27	平成24年5月1日

**鳥取県告示第333号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年5月1日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
かみばやし薬局有限公司	かみばやし薬局	東伯郡琴浦町大字逢東1212-1	平成24年4月17日	居宅療養管理指導

**鳥取県告示第334号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 第 2 項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第 115 条の 10 の規定により、次のとおり告示する。

平成 24 年 5 月 1 日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
かみばやし薬局有限会社	かみばやし薬局	東伯郡琴浦町大字逢束 1212-1	平成 24 年 4 月 17 日	介護予防居宅療養管理指導

## 教育委員会告示

### 鳥取県教育委員会告示第 9 号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成 24 年 5 月 1 日

鳥取県教育委員会委員長 笠 見 幸 子

- 日時 平成 24 年 5 月 8 日（火）午前 10 時～
- 場所 鳥取市東町一丁目 271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 議題
  - 平成 25 年度鳥取県立高等学校入学者選抜日程について
  - その他

## 公安委員会告示

### 鳥取県公安委員会告示第 3 号

自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則（平成 6 年国家公安委員会規則第 12 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、指定団体から団体の名称及び事務所の所在地を変更した旨の届出があったので、同規則第 11 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 24 年 5 月 1 日

鳥取県公安委員会委員長 井 手 添 正

変更後の名称	変更後の事務所の所在地	変更年月日
公益社団法人鳥取県防犯連合会	鳥取市大榎町 12-3	平成 24 年 4 月 1 日